

I

農場 HACCP の 取組みに当たって

1. 安全な畜産物生産と HACCP システムの活用

畜産物が最終製品として人に与える危害要因には、大別して生物的危害要因（病原細菌、ウイルス、寄生虫など）、化学的危険要因（動植物性自然毒、添加物、医薬品、洗浄剤、殺虫剤、農薬、アレルギー物質など）、物理的危険要因（注射針、散弾破片、金属片、ガラス片、プラスチック破片、毛、爪など）の3つがあります。

農場で生産する家畜・畜産物の安全性の確保のため、まずこれらの危険要因の混入を徹底して管理することが必要ですが、そのためには農場段階では特に次の8つの項目について管理し、また材料加工場や消費者に対し明確に証明できる状況にしておくことが大切です。

- ①原材料、飼料、飲用水が安全である
- ②衛生的な施設、設備で飼育されている
- ③農薬や薬剤が厳重に管理されている
- ④飼育されている家畜や家禽が健康である
- ⑤出荷の際は、安全に搬送している
- ⑥従業員の衛生管理が非常に行きとどいている
- ⑦家畜に対しての、飼育状況や薬剤投与などの情報を提供している
- ⑧伝染病や、天災の発生などの緊急時にも備えができています

これらのことを管理し、証明していくための農場における衛生管理システムが HACCP システムです。つまり、生産者にとって HACCP システムとは、畜産物の安全・安心を求める消費者ニーズに応えるための製造工程管理の証明であり、PL 法（製造物責任法）による賠償等のリスク回避、そして生産性を上げる目的も含んだ安全な畜産物の生産システムです。

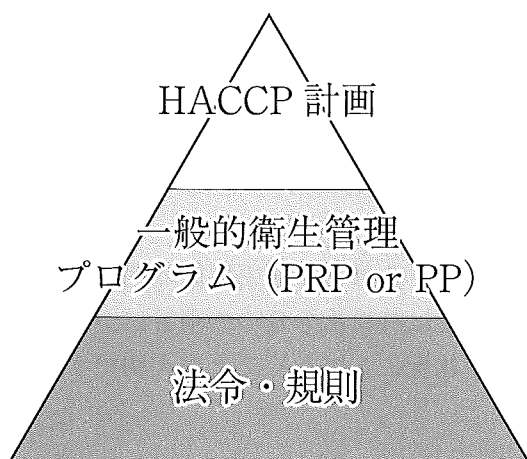
2. 農場に HACCP システムを取り入れる意味

HACCP は、Hazard Analysis Critical Control Point の頭文字をとったもので「危険要因分析必須管理点方式」といわれるものです。まず、農場における生産活動に関して人の健康へ悪影響を及ぼす可能性のある生物的的要因、化学的要因又は物理的要因、あるいは危害の要因となる状態を全て明らかにして評価します。そして、この評価に基づいて、生産工程における必須の管理点を設定し、そこを重点的に管理することによって、家畜・畜産物の安全性を確保するものです。

農場では、衛生管理の取組みによって制御できる危険要因が大半を占めます。具体的には飼料や素畜、畜舎環境、外部からの汚染などで、このような危険要因を一般的衛生管理プログラムで制御しますが、このプログラムの実施の上に立って上述した HACCP による重点的な管理を行うことで効率的で有効な衛生管理を行うことが実現されることとなります。

なお、一般的衛生管理プログラムでの管理に当たっては、法律の遵守がその基本となることはいままでもありません。

次に農場での HACCP システムの取組みに当たっては基本的に以下の12の手順で進めていきます。この手順（原則）そのものは、国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）との合同の食品規格委員会であるコーデックス（CODEX）委員会という国際組織が作成したガイドラインであり農場 HACCP 認証基準はこれに準拠し作成されました。この HACCP の取組みに当たっては、特に、手順6の危険要因分析が重要となります。ここでは危害の要



因分析を行うと同時にその管理手段を1つ1つ決めます。また、検証の方式も設定しておき、定期的にシステムの検証を行うことで、継続的なシステムの見直しと改善を行なうものです。このように我が国の農場 HACCP 認証基準は、取組みの基本となる HACCP システムと併せその稼働した HACCP システムを継続的に検証、改善するシステムも盛り込まれたものです。

〔参考〕 HACCP 方式とその適用に対する指針について

(コーデックスによる取組み手順)

- 手順1 HACCP チームの編成
- 手順2 対象品目の明確化
- 手順3 意図する用途の確認
- 手順4 フローダイアグラムの作成
- 手順5 フローダイアグラムの現場確認
- 手順6 [原則1] 危害要因分析 (HA)
- 手順7 [原則2] 必須管理点 (CCP) の設定
- 手順8 [原則3] 許容限界の設定
- 手順9 [原則4] 監視方法の設定
- 手順10 [原則5] 改善措置の設定
- 手順11 [原則6] 検証方式の設定
- 手順12 [原則7] 文書化・記録方法の設定

出典：Codex 食品衛生の一般的原則・附属文書 (1997年採択)

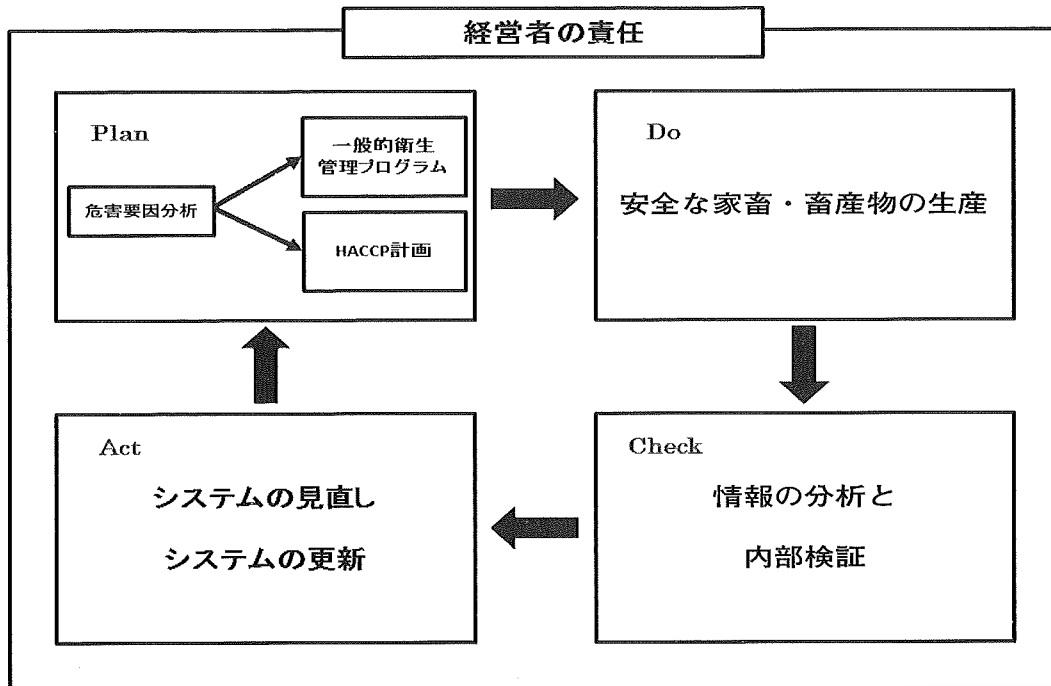
3. 農場 HACCP 認証基準の基本的な考え方と概要

(1) 農場 HACCP 認証基準の基本的考え方

農場では、家畜と糞尿との分離が難しい、家畜が成育するまで長期間である、畜舎が開放的で細菌やウイルスが侵入しやすいなどの食品工場とは異なる畜産の特性を有しています。このような特性を踏まえて HACCP 計画や一般的衛生管理プログラムを作成し、それらの継続的な改善を図ることが重要となります。継続的な取組みを通じ家畜の健康増進と安全な畜産物生産を実現し、より高い社会的信用を獲得することができます。

農場 HACCP 認証基準には、従来の一般的な食品製造分野における HACCP と比べ、よりマネジメント（経営改善）システムの要素が多く取り入れられており、下図のいわゆる PDCA サイクル（計画 Plan → 実施 Do → 確認 Check → 改善 Act）に基づく継続的改善が図られるようになっています。

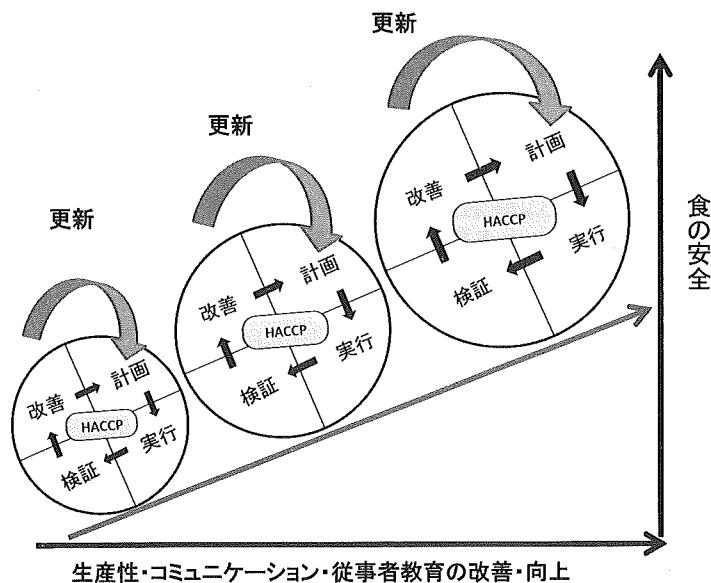
農場生産衛生管理システムによる危害要因の管理
(PDCA サイクルによるシステムの進化)



上図に示すように HACCP とマネジメントシステムを組み合わせることにより、農場衛生管理は下図のように継続的に更新（改善）されていくこととなります。したがって農場の規模・特性を考慮して、最初は簡易なシステムから始めても、次第により精度の高いものに進化させ、生産性向上や食の安全を実現することが可能となるものです。

HACCP と改善のためのマネジメントシステムを組み合わせることにより、農場衛生管理を継続的に更新（改善）していくものです。したがって最初は簡易なシステムから始めても、また多様な農場の規模・特性を有しているそれぞれの畜産現場においても生産性向上できる取組みであり食の安全を実現することも可能です。

農場HACCP認証基準に基づく
農場衛生管理システムの効果



(2) 農場 HACCP 認証基準の概要

農場 HACCP 認証基準は次のように第 I 部の「認証基準」と第 II 部の「畜種別衛生管理規範」からなっています。第 I 部については特に認証審査において必要とされる事項を基準として示しているものです。

第 1 章は農場 HACCP システムの適用範囲、引用文書、用語について定めています。

第 2 章は経営者が責任を持って実施する農場の衛生管理方針・衛生管理目標を定めること、内部・外部コミュニケーションの実施、HACCP チーム責任者・チーム員の任命等、衛生管理システムの見直しなどが定められています。

第 3 章は危害要因分析の準備ということで、農場で使用している素畜などの原材料・資材をすべて確認すること、農場の工程を一覧図（フローダイアグラム）として作成し現場確認すること、現状行っている作業の明確化（文書化）、農場の平面図、作業動線の文書化、現場確認することなどが定められています。

第 4 章の一般的衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成では、法令の遵守を勘案して一般的衛生管理プログラムを作成し、併せて第 3 章で作成した原材料・資材に関する文書、工程一覧図等を活用して危害要因の分析を行い、その結果に基づいて HACCP 計画を作成することを定めています。第 3 章、第 4 章は HACCP の肝とでもいうべき部分で第 4 章には HACCP の原則 1～7 が含まれています。

第 5 章の教育・訓練、第 6 章の評価、改善及び衛生管理システムの更新、第 7 章の衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項では第 2 章の一部とともに衛生管理システムの継続的改善を目的とした項目が定められています。

第 I 部 認証基準

家畜生産農場において、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入に必要な基礎的な要求事項を設定

第 1 章 範囲、引用文書、用語	用語の定義等
第 2 章 経営者の責任	経営者による HACCP 実施の制約、衛生管理方針・目標の設定、HACCP チームの任命、内部・外部コミュニケーションの確立 等
第 3 章 危害要因分析の準備	原材料、用途、工程一覧図（フローダイアグラム）の文書化・保持・更新等
第 4 章 一般衛生管理プログラムの確立と HACCP 計画の作成	危害要因分析の実施と CCP・許容限界の決定、監視方法・是正措置の確立 等
第 5 章 教育・訓練	従事者の教育・訓練の実施 等
第 6 章 評価、改善及び衛生管理システムの更新	検証の実施、消費者や出荷先からの情報収集・分析、衛生管理システムの改善 等
第 7 章 衛生管理文書リスト及び文書、記録に関する要求事項	各要件に関する農場の衛生管理文書の作成 等

第Ⅱ部 畜種別衛生管理規範

各家畜(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏)ごとに、HACCPを適応した農場の衛生管理をモデル的に整理

1. 施設・設備の要件	・施設の立地、構造(豚:オガ屑豚舎、乳用牛:生乳処理施設) ・給餌、給水、排水装置の構造 等
2. 施設・設備・機器の衛生管理	・施設・設備・器具の衛生管理(乳用牛:搾乳器具、採卵鶏:集卵設備) ・洗浄・消毒プログラム ・野生動物、衛生害虫の防除 等
3. 原材料	・素畜、飼料の受入要件と管理(豚:精液の管理、採卵鶏・肉用鶏:輸入元農場でのサルモネラ検査) 等
4. 家畜・畜産物の取扱い	・健康管理 ・薬剤投与等の衛生管理(乳用牛:生乳の管理、採卵鶏:卵の管理) 等
5. 出荷畜・畜産物の運搬	・車輛、器具の要件 ・出荷畜の衛生管理(乳用牛:生乳の管理、採卵鶏:卵の管理) 等
6. 出荷畜・畜産物に関する情報	・出荷先からの情報収集と出荷先への情報提供 等
7. 従事者の衛生と安全	・従事者の健康、清潔、品行 等
8. 従事者の教育・訓練	・従事者への教育・訓練 等
9. 重要管理事項 コントロールすべき危害管理ポイント	・要求事項、検証、文書化・記録 健康管理、抗菌性物質等の残留、注射針の残留、有害微生物の異常汚染、搾乳器具の点検(乳用牛)、鶏卵の衛生管理(採卵鶏)

4. 農場 HACCP 認証基準の特徴

畜産農場での衛生管理は、前述のとおり食品加工施設の衛生管理とは大きく異なります。農場 HACCP 認証基準では、畜産農場の特性を認識したうえで、安全な家畜・畜産物を生産する際に、活用できる衛生管理システムの構築と継続的改善を実行するための規格を示したものです。その農場 HACCP 認証基準の特徴を次にまとめてみました。

(1) 相互コミュニケーションにより畜産物の安全に農場での役割を果たします

食品の安全は、「農場から食卓まで」と言われているように、フードチェーンの各事業者が相互に連携を取って自らの事業の立場を認識し、畜産物の安全にそれぞれの事業が責務を果たすことにより確保されるものです。本基準に基づいた衛生管理システムにより農場は原材料提供者、出荷先などと、相互コミュニケーションを確実に実施することができるようになります。

(2) 一般的衛生管理と HACCP 計画により家畜・畜産物の安全を確保します

農場 HACCP 認証基準は、危害要因分析 (HA) により得られた結果をもとに必須管理点 (CCP) を決定した上で厳格に管理する手法で、非常にシンプルです。

農場 HACCP 認証基準は、生産に関わる原材料、生産環境、施設、作業手順などのすべてについて危害要因分析を実施し、必須管理点 (CCP) を決めて、管理を集中させることにあります。畜産物の生産作業の流れを主軸にして作業手順書等の中に法規制や一般的衛生管理などの事項を集約させていく方法を取り、衛生管理システムを簡素化することを推奨しています。本基準に基づいてシステムを構築することにより、一般的衛生管理と HACCP 計画による、家畜・畜産物の安全を確保するシステムを構築することを可能としています。

(3) 継続的改善の仕組みにより家畜・畜産物の安全と生産性の向上を図ります

農場 HACCP 認証基準は、危害要因分析、予防措置の策定、結果に対する評価を実施し、そしてシステムを再点検し、改善・更新へと連続的に進める手法を採用していることです。このため、衛生水準の継続的改善システムともいえます。

畜産分野での HACCP 手法の活用により、家畜の疾病を引き起こす要因を分析し、排除又は管理するための方策を構築することも可能で、家畜の健康維持を確保するために役立つ手法です。畜産分野における HACCP 方式の活用は、家畜・畜産物の安全の確保するとともに生産性の向上を図ることも可能とするものです。

(4) 全ての農場において HACCP システムの構築が可能です

農場 HACCP 認証基準は、規模の大小に関係なくすべての畜産農場が取組めることを念頭に作成されております。家畜・畜産物を生産している農場では、農場独自の衛生管理を行っています。それぞれの農場において現行の衛生管理をより具体的に、衛生水準を継続的に改善し、総合的な飼養衛生管理システムへと築き上げていくことが「農場 HACCP 認証基準」の意図するところでは、家族で経営する小規模農場においては、外部の HACCP 専門家や獣医師あるいは関係機関・団体などの協力を得ることにより、認証基準を満たす衛生管理システムを構築することが出来ます。家畜・畜産物の安全が施設、設備等のハード面で十分対応出来難い場合でも、これをソフト面で補完できることも少なくなく、このような取組みによって家畜・畜産物の安全を確保していくとするのが本基準の考え方です。

農場 HACCP は安全な畜産物供給のための継続的改善システムですが、この取組みにより事故率の低減、衛生費削減など生産性が向上した実例も報告されています。また、農場に各種の記録が整備されることで消費流通サイドからのクレームに対しての原因追求や供給先に対する信頼性の向上等の面においても有効に機能します。

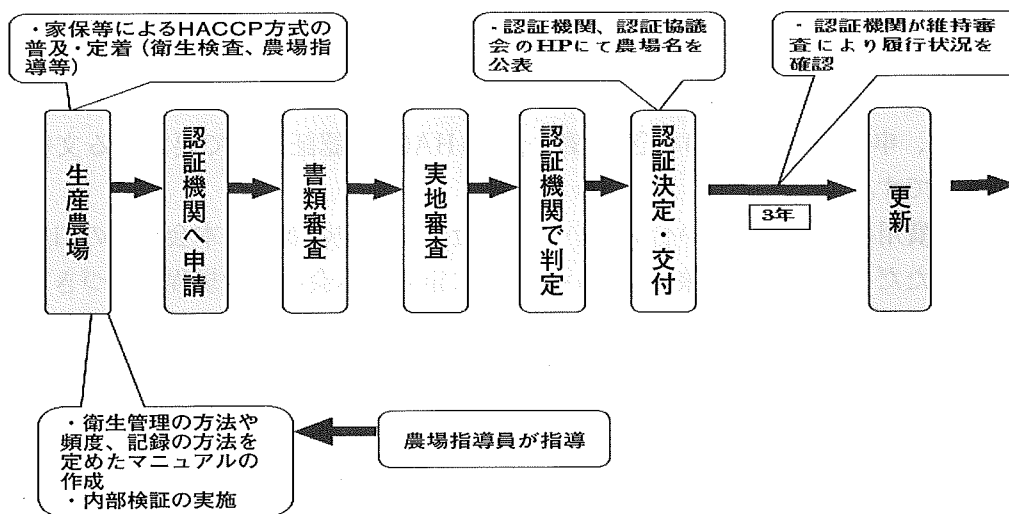
5. 農場 HACCP の認証を受けるために

(1) 認証取得に当たっての主な流れ

農場 HACCP の認証を得るためには認証機関が定める必要書類を整理し、申請手数料を添えて認証機関に申請し、審査を受けることが必要です。

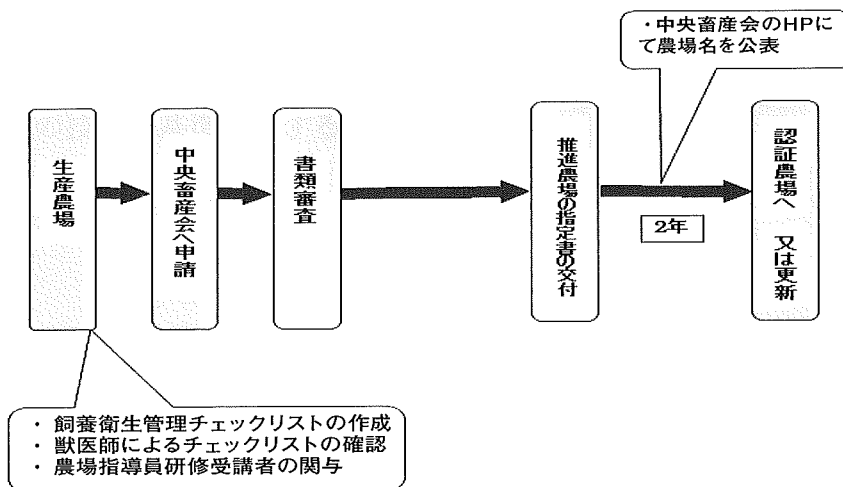
その主な手続きは審査機関により若干異なりますが、中央畜産会では概ね以下のようなものとなっております。

農場HACCP認証取得の流れ



(参考)

農場HACCP推進農場指定取得までの流れ



(2) 認証申請に必要な書類等

認証申請に必要な書類は、認証機関が定めることとなっております。従って申請に当たってはあらかじめ申請する認証機関のホームページか電話により確認していただくことが大切です。

以下は現在、認証を中心的に行っている認証機関が公表している必要書類等を参考例としてお示しました。

①認証対象区分及び種類

本会が認証を行う対象区分及び種類は次のとおりとします。

(1) 対象の区分は畜産農場とし、種類は牛、豚、鶏とします。

(2) 対象の認証公表区分は牛（乳用／肉用）農場、養豚農場、養鶏（採卵／肉用）農場の各農場単位とします。

②必要書類と費用

必要書類は、申請書（別添1）正副2部、農場 HACCP 認証基準で要求する文書一式5部及び同意書です。

なお、審査費用は本会にお問い合わせいただいた上で所定の費用を本会指定の口座あてにお振り込みいただき、現地審査旅費については別に定める本会の旅費規程に基づき、現地審査に必要な旅費を徴収させていただくこととなります。

要求文書一式は「農場 HACCP 認証基準に基づく関連文書リスト」（別添2）を参照して作成し、同文書リストと併せて提出してください。

③認証審査のスケジュール等

申請書類及び費用の振り込みを確認後に書類審査を行い、これと併せて認証申請者と日程等の調整を図った上で、現地審査の1週間前までに調査方法や内容、調査年月日等を記載した現地審査計画書を申請者に送付いたします。

(別添1)

認 証 申 請 書

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇〇認証機関

代表 殿

所 在 地

氏名又は名称

代表者氏名

印

農場 HACCP 認証審査要領の規定に基づき、農場 HACCP 認証農場の認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請を行おうとする者の氏名又は名称及び住所
- 2 認証を受けたい農場で飼養している家畜の種類
- 3 当該農場の名称及び所在地
- 4 認証の技術的基準に関すること
- 5 その他

(別添2)

農場HACCP認証基準に基づく関連文書リスト

	項目	農場における対応文書	備考
第1章	所在地・生産物(認証)の範囲の規定		
第2章	衛生管理方針		
	衛生管理目標		
	組織図		
	HACCPチームの組織(役割分担表)		
	外部コミュニケーション規定		
	内部コミュニケーション規定		
	特定事項への備え		
第3章	原材料・資材リスト		
	製品説明(特性・意図する用途を規定したもの)		
	フローダイアグラム(工程一覧図)		
	現状作業を明確化した文書(作業分析シート等)		
	生産環境(平面図、ゾーニング、動線)		
第4章	ハザード分析ワークシート		
	HACCP計画表(HACCP記録の一部)		
	一般的衛生管理プログラムの規定書(整理表)		
第5章	従事者の力量評価、教育・訓練の規定(教育訓練プログラム)		
第6章	内部検証の規定		
	内部検証の実施記録		
	情報の分析・システム更新の記録		
第7章	衛生管理文書リスト		

(参考) 我が国における農場 HACCP 取組みの現状

(1) これまでの歩み

平成8年度から、畜産現場へ HACCP の考え方を導入するため、家畜保健衛生所等による生産衛生の実態（食中毒細菌等の状況）調査が行われ、平成14年度にはそれらの調査結果をもとに、HACCP の考え方を取り入れた「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」が作成されました。平成15年度には平成12年の口蹄疫の発生とその防疫措置等を踏まえて、「家畜伝染病予防法にもとづく飼養衛生管理基準」が策定され、畜産農場において遵守すべき衛生管理規定が定められました。このような取組みが進む中で、農場側から自らの取組みを認めてほしいとの要望や、農場 HACCP 普及に当たっては消費者等第三者からの信頼が不可欠であること等から、農林水産省の事業として中央畜産会が事業主体となって、平成19年度から2年間にわたり認証基準の検討が行われました。この検討結果をもとに、平成21年8月14日付で農林水産省から「畜産農場における飼養衛生管理取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」が公表され、現在この統一された基準の下で農場 HACCP が推進されてきております。

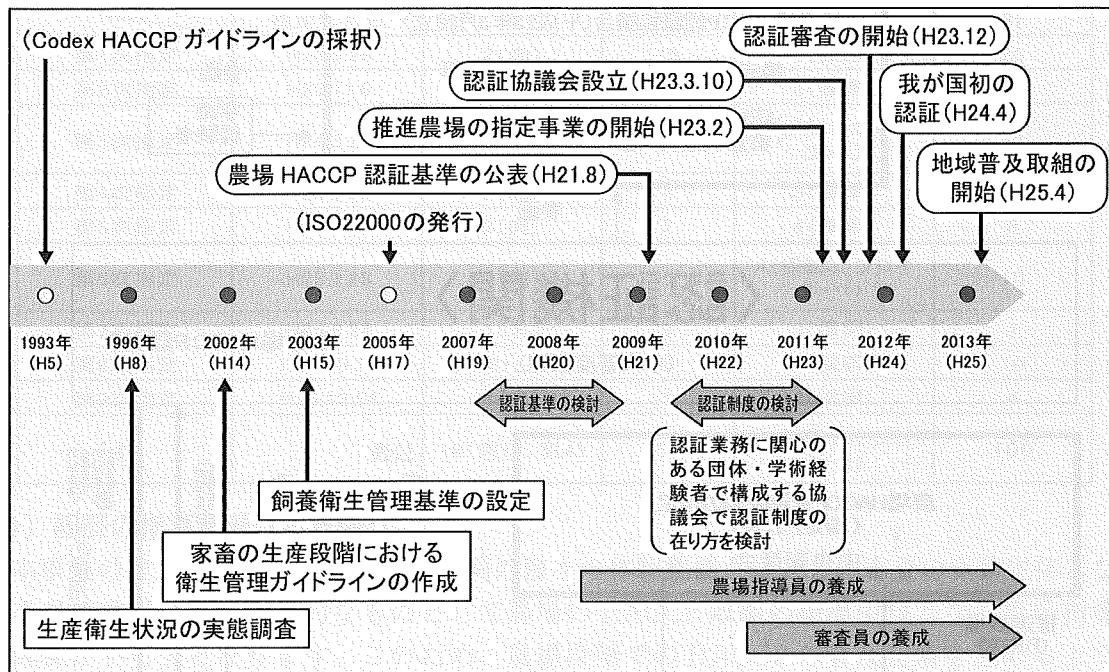


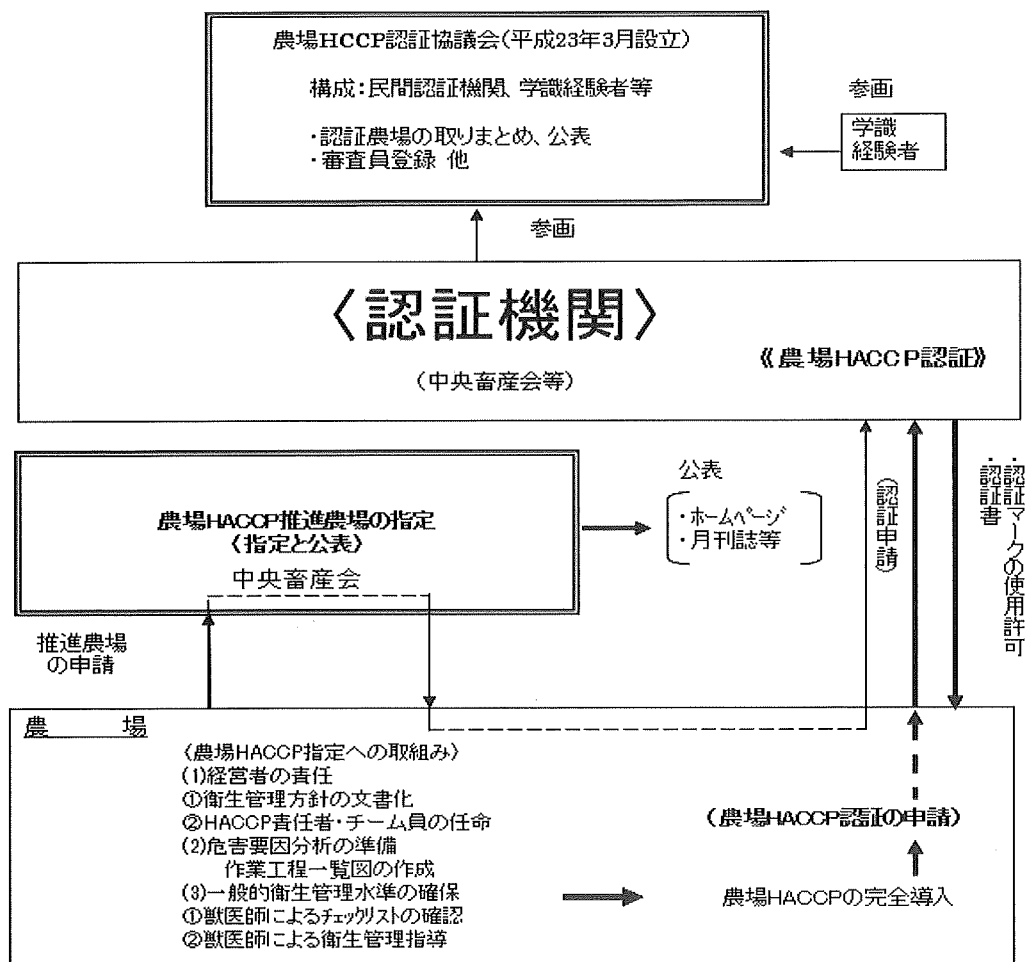
図2 農場 HACCP 認証基準の取組みの経緯

(2) 農場 HACCP 認証体制の現状

「畜産農場における飼養衛生管理向上の取り組み認証基準」いわゆる「農場 HACCP 認証基準」は前述のように平成21年8月に公表されました。この公表をうけて平成23年3月、関係機関・学識経験者により、これら認証の具体的な推進を図るための「農場 HACCP 認証協議会（会長：酒井健夫日大前総長）」が設立されました。この協議会において認証機関の認定、審査員の登録などが開始され、これまでに認証機関としては中央畜産会とエスエムシー（株）の2機関が認定され審査を実施しています。

また、中央畜産会は、農場 HACCP に関心を有しながらも敷居が高いと感じ、この取組みに躊躇しがちな農場も少なくないと考えられたことから、平成23年2月より、認証の前段階となる農場経営者の HACCP 手法についての理解、飼養衛生管理基準の遵守、農場の現状の把握といった認証条件の基礎的な部分に取り組んでいる農場を「農場 HACCP 推進農場」として指定し、農場 HACCP 取組みを農場に積極的に支援する事業も開始しています。この事業は認証事業につながるステップ事業と位置づけ推進が図られているもので多くの農場から支援される事業となっています。

農場HACCP認証の仕組み



(3) 農場 HACCP 認証取組みの現状

農場 HACCP の認証は、実際の認証業務が開始されてから未だ2年を経っていませんが、これまでに、酪農関係3、肉用牛関係2、養豚関係13、採卵関係6の計26農場が中央畜産会より農場 HACCP 農場として認証され、公表されている。また、農場 HACCP 推進農場については酪農関係4、肉用牛関係14、養豚関係51、採卵関係29、肉用鶏関係2の計100農場が指定されています。

農場 HACCP 認証農場の認証概要

平成26年3月現在
(公社)中央畜産会

	認証年月日	牛	豚	鶏	計
第1次認証	H24.4.27	4(肉2、乳2)	6	4(採卵)	14
第2次認証	H24.7.9	—	1	—	1
第3次認証	H24.10.17	—	—	1(採卵)	1
第4次認証	H24.11.14	—	1	1(採卵)	2
第5次認証	H25.6.28	1(乳)	3	—	4
第6次認証	H25.9.18	—	2	—	2
第7次認証	H25.12.17	—	—	2(採卵)	2
計		5(肉2、乳3)	13	6(採卵)	26

農場 HACCP 推進農場の指定状況

	指定年月日	牛	豚	鶏	計
第1次指定	H23.5.26	2(肉)	15	8(採卵)	25
第2次指定	H23.11.9	1(肉)	10	3(採卵)	14
第3次指定	H24.3.29	5(肉4、乳1)	6	2(採卵1、ブロイラー1)	13
第4次指定	H24.8.23	2(肉)	4	3(採卵)	9
第5次指定	H25.1.22	2(肉)	2	4(採卵)	8
第6次指定	H25.3.28	1(肉)	5	4(採卵3、ブロイラー1)	10
第7次指定	H25.6.24	1(乳)	3	3(採卵)	7
第8次指定	H25.10.18	3(肉1、乳2)	5	2(採卵)	10
第9次指定	H25.12.24	1(肉)	1	2(採卵)	4
計		18(肉14、乳4)	51	31(採卵29、ブロイラー2)	100

(4) 認証の指導を受けるために

本事業の推進に当たっては、認証機関の種々の体制整備と併せその審査の実務主体となる審査員の確保、更に基本的なものとして農場の HACCP 取組の指導中核となる農場指導員の確保が不可欠となります。このため、農場段階での HACCP の普及定着を進める上での重要な要素となるこれら農場指導者の養成研修と農場認証の審査実務を担当する審査員の養成研修に取組むことを目的とし、現在、中央畜産会が国及び(公財)全国競馬・畜産振興会の支援のもとにこれらの研修を実施し、認証体制の充実が図られています。

各県段階においては各県家畜保健衛生所や畜産協会等の衛生指導担当部等がこれら農場 HACCP 取組みの支援や必要な助言を行うとともに専門家の紹介を含め多くの問合せが受けられるようになっております。

また、中央畜産会においても各県協会等と一体となってこれら農場 HACCP の普及に必要な支援やお問い合わせと併せパンフレットやガイドラインの作成、農場指導員や審査員の研修等多くの事業に取り組んでおります。

ご遠慮なくお問い合わせいただき、積極的に認証に取り組んでいただければと考えております。